

2月は、特許権などの故意的な侵害行為に対して実損害の5倍まで懲罰的損害賠償を課すことができるようにした特許法改正案と、二次電池分野の特許出願に対して優先審査の対象とする韓国特許庁の審査規定に関する記事を紹介する。

13日付ニューシスによると、来る8月からは、特許権や営業秘密侵害、アイデア奪取時には、損害額の最大5倍まで賠償しなければならない。韓国特許庁はこのような内容を骨子とする特許法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（不正競争防止法）改正案が13日、国务会議を通過したと明らかにした。現行法は、企業の技術競争力を保護するため、特許権及び営業秘密侵害行為と技術取引過程のアイデア奪取行為を禁止し、違反した時には民事上の損害賠償訴訟を通じて救済が受けられるようにしている。しかし、特許権、営業秘密侵害や中小企業に対するアイデア奪取事件が発生しても、立証が容易ではなく、侵害を立証しても被害額の算定が難しく、十分な損害賠償がなされていないのが実情だ。したがって、懲罰的損害賠償限度を既存の3倍から5倍に拡大し、悪意的な技術流出を防止し、被害救済の実効性を確保するために法改正が進められた。

28日付法律新聞によると、特許権や営業秘密などの技術侵害行為に対する処罰を強化し、強力な懲罰的賠償制度を導入する法改正がなされた。これは、これまで技術侵害行為に対する国内の刑事処罰や損害賠償金額の水準が低く、被害者が訴えなどの法的措置を行っても意味のある結果が得られない場合が多いという指摘を考慮したもので、今後、侵害行為に対するより効果的な予防と法的措置が可能になるものと期待される。2024年1月25日付で国会本会議を通過した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」）と「特許法」改正案の主な内容は、次の通りである。

1. 故意的侵害行為に対する懲罰的損害賠償の強化

今回の不正競争防止法及び特許法改正案では、アイデア奪取及び営業秘密の侵害行為、又は特許権及び専用実施権の侵害行為が故意的と認められる場合、実損害の5倍まで懲罰的損害賠償を課すことができるようにした。今回の改正で、営業秘密に対する故意的侵害行為により被害を受けた者が実損害の最大5倍の範囲の懲罰的損害賠償が受けられる道が開かれることになり、被害回復及び侵害者に対する実質的な報復に大きく役立つと予想される。懲罰的損害賠償条項は、改正法施行後に発生する違反行為から適用されるが、以前に始まった侵害行為が改正法施行後も継続される場合、その後の行為に対して改正法規定が適用できると解釈される。

2. 営業秘密侵害の刑事処罰関連規定の強化

まず、不正競争防止法改正案では、不正競争行為による犯罪や営業秘密侵害罪に関する法人の処罰を強化した。従来には、法人の役員など個人の侵害行為に対して課すことができる罰金額と同じ法定刑の罰金を課すことができたが、今回の改正で法人に対しては個人に対して課すことができる罰金刑上限の3倍まで罰金刑宣告が可能となり、法人に対する公訴時効は現行の5年から10年に延長された。これにより、

法人が介入した組織的侵害行為に対してより効果的な予防及び処罰が可能になると予想される。

また、改正不正競争防止法では、営業秘密の侵害行為または不正競争行為を造成した物品などに没収規定を新設した。これにより、別途の民事訴訟を経ずとも、侵害品や侵害品製造設備などに対して刑事手続で迅速に完全な没収が進められるようになり、2次侵害が持続するなど被害が拡大することを防止できるようになった。

これとともに、改正不正競争防止法は、正当な権限なしに他人の営業秘密を毀損・滅失・変更することを禁止し、不正な利益を得たり、営業秘密保有者に損害を与える目的で他人の営業秘密を毀損、滅失、変更した者は、10年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金に処するようにする内容も新設した。これにより、既存の不正競争防止法では処罰できなかったハッキングなどによる営業秘密の毀損、滅失、変更行為までも処罰できる根拠が設けられた。

3. 韓国特許庁長の是正命令制度の導入及び現行制度の運営上不備な点を改善・補完

改正不正競争防止法は、不正競争行為をした者に対する韓国特許庁長の是正命令制度を導入し、これを履行しなければ違反行為の内容などを公表することができ、また是正命令を履行しなければ過料を課すようにした（第8条第1項及び第20条第1項第1号の2新設等）。

また、当事者が韓国特許庁の行政調査と関連した資料の閲覧・コピーを要求できる根拠を設け（第7条の2新設）、裁判所が送付した調査記録に含まれた営業秘密情報を保護できるように、閲覧範囲及び閲覧者制限等の手続を規定するなど現行制度の運営上示された一部の不備な点を改善・補完する内容が追加された（第14条の7）。

今回の改正不正競争防止法及び特許法が施行されれば、特許権及び営業秘密に対する故意的侵害行為の損害賠償額が増加するものと期待され、したがって、被害企業が訴訟費用及び努力に対する実質的な損害賠償を受けられずに訴訟手続を避ける現象が減るものと予想される。また、営業秘密侵害行為に関して法人の罰金刑強化、営業秘密毀損行為に対する刑事処罰も強化され、侵害行為に対するより効果的な予防も可能になるものと期待される。

一方、これらの権利者の積極的な法的措置が可能となり、実質的罰則が強化されることにより、侵害者と名指しされた企業の立場からは、さらに手続き対応と結果に伴うリスクが増加したと見ることができる。また、営業秘密侵害関連の法人に対する刑事処罰の強化で、法人の処罰リスクもさらに増加した。このような点で、今回の法改正は、企業に対する技術侵害関連の常時コンプライアンスシステムの導入または点検の必要性を示唆している。

改正不正競争防止法及び特許法は、政府に移されて15日以内に公布され、公布後6ヶ月が経過した日から施行される予定である。

12日付聯合ニュースによると、これまで22.9ヶ月かかっていた二次電池の特許審査着手期間が、来る19日からは2ヶ月に大幅に短縮される見通しだ。12日、韓国特許庁が発表した今年の主要政策推進計画によると、19日から二次電池の特許優先審査制度が施行される。一般的な平均特許審査期間が16.1ヶ月であることに比べて、二次電池分野は特許が急増して22.9ヶ月に増えている状況だ。韓国特許庁は、優先審査制度を導入して、早ければ2ヶ月以内に審査に入る方針だ。今月末には二次電池産業分野の民間退職人員38名を特許審査官として採用するための公告も出す。早ければ、来る5月頃に採用手続きを終え、これらを審査に投入できると韓国特許庁は期待している。

19日付ニューシスによると、19日から二次電池分野の特許出願件に対する優先審査が始まる。韓国特許庁は、国家先端技術である半導体、ディスプレイ分野に続き、この日から二次電池分野を優先審査対象に含めたと明らかにした。二次電池は、電気自動車をはじめとする環境に優しいモビリティ産業の核心技術であって、技術競争の防御のための特許権確保の競争が激しくなる分野で、最近5年間、二次電池分野の特許出願は年平均11.9%急増した。これは、全体分野の特許出願の年平均増加率の4倍を上回る数値で、二次電池分野の研究開発が活発であるという証拠だ。二次電池分野が優先審査の対象に追加されることにより、22.9ヶ月を要した特許審査が2ヶ月に短縮できるものと見込まれる。

《訴訟関係》

▲日本のKOKUSAI ELECTRICが、韓国内の競合他社であるユジンテックに提起した特許訴訟に業界の注目が集まっている。今回、KOKUSAI ELECTRICが侵害を主張した装置は原子層蒸着(ALD)装置で、ユジンテックが事業領域を積極的に拡大している分野として知られている。14日、業界によると、ユジンテック、KOKUSAI ELECTRICの両社は、ALD配置装置と関連し特許訴訟を進める予定だ。(14日 ZD)

《立法》

▲来る8月からは、特許権や営業秘密侵害、アイデア奪取時には、損害額の最大5倍まで賠償しなければならない。韓国特許庁はこのような内容を骨子とする特許法と不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(不正競争防止法)改正案が13日、国務会議を通過したと明らかにした。(13日 ニシ)

▲特許権や営業秘密などの技術侵害行為に対する処罰を強化し、強力な懲罰的賠償制度を導入する法改正がなされた。(中略)今後、侵害行為に対するより効果的な予防と法的措置が可能になるものと期待される。(28日 法律)

《行政》

▲これまで22.9ヶ月かかっていた二次電池の特許審査着手期間が、来る19日からは2ヶ月に大幅に短縮される見通しだ。12日、韓国特許庁が発表した今年の主要政策推進計画によると、19日から二次電池特許優先審査制度が施行される。(12日 聯合)

▲19日から二次電池分野の特許出願の件に対する優先審査が始まる。韓国特許庁は、国家先端技術である半導体、ディスプレイ分野に続き、この日から二次電池分野を優先審査対象に含めたと明らかにした。(19日 ニシ)

▲8月から事業提案、入札、公募などの技術取引過程でアイデアを奪取された場合、韓国特許庁が直接乗り出して是正命令を下し、不履行時に最大2,000万ウォンの過料が課される。また、被害を受けた企業は、技術専門性を有する韓国特許庁の是正命令の結果を損害賠償請求訴訟で証拠として容易に活用できるようになる。(20日 ニ1)

▲韓国特許庁は、二次電池分野の専門任期制の特許審査官38名を採用すると、21日明らかにした。昨年、半導体審査官67名の採用に続く国家先端戦略産業の競争力強化方案の一環だ。(中略)特に、去る19日からは二次電池分野を優先審査対象に追加して、22ヶ月ほどかかっていた審査期間を約2ヶ月に大幅に減らすことにした。(21日 ニシ)

▲韓国特許庁海外知的財産センターが、今年から世界40カ国輸出企業の知的財産権保護のため密着支援する。韓国特許庁は、海外知財権総合支援室（韓国知的財産保護院内の設置）、海外知的財産センター（海外IPセンター）の拡大運営（11カ国→40カ国）を通じて、韓国輸出企業の知財権の隘路解消のための相談と法律サービス支援を強化すると、26日明らかにした。（26日 ニ1）

《その他》

▲韓国特許庁は、全世界5億8千件余りの特許ビッグデータを分析した「2023年特許ビッグデータ基盤産業革新戦略報告書」20種を発刊・配布すると、18日明らかにした。報告書は、人工知能(AI)、量子技術、先端半導体、二次電池など戦略産業分野10種とEUVフォトレジストなど経済安全保障分野10種で構成された。（18日 聯合）

▲科学技術政策研究院(STEPI)は、特許分析を通じて中小企業の技術競争力を強化する方案を提示する内容が盛り込まれた「科学技術政策 Brief、Vol.22」を20日発刊した。（中略）報告書は、中小企業技術革新支援計画として算出した2018～2021年の特許1万4,230件のうち、S～A3に該当する上位等級の特許は16%に過ぎないと指摘した。（21日 クキ）

▲サムスン電子に秘密裏に日本に特許コンサルティング会社を設立し、日本企業の特許「ブローカー」の役割を自任したサムスン電子職員が、拘束状態で裁判に付された。彼は、自身が運営していた日本の会社にサムスン内部の機密資料を少なくとも91回流出した疑いを受けている。（28日 朝ビ）

※媒体の正式名称（発行社）。

朝ビ：朝鮮ビズ（朝鮮経済i社）、聯合：聯合ニュース（聯合ニュース社）、法律：法律新聞（法律新聞社）、ニ1：ニュース1（ニュース1社）、ニシ：ニューシス（ニューシス社）、ZD：ZDNet（シーネットコリア）、クキ：クキニュース（クキメディア）